



しゅぶと川



最後まで勝てるかな? ～第2回なごり桜まつり 5月24日～

contents

主 内容

平成27年第1回定例会

- ②～③ 平成27年度各会計予算
- ④～⑤ 補正予算、条例の改正など
- ⑧～ 一般質問(4人の議員が質問)

委員会報告

- ⑤～⑥ 予算特別委員会質疑応答など
- ⑥～⑦ 特別委員会委員会

平成27年第1回臨時会

⑦

第190号

平成27年6月11日発行

ブナ北限の里
KURUMATSUNAI

平成27年度予算(一般会計) 38億9,369万円でスタート

◆前年度比 1億9,018万円の増◆



黒松内の未来につなげる予算に

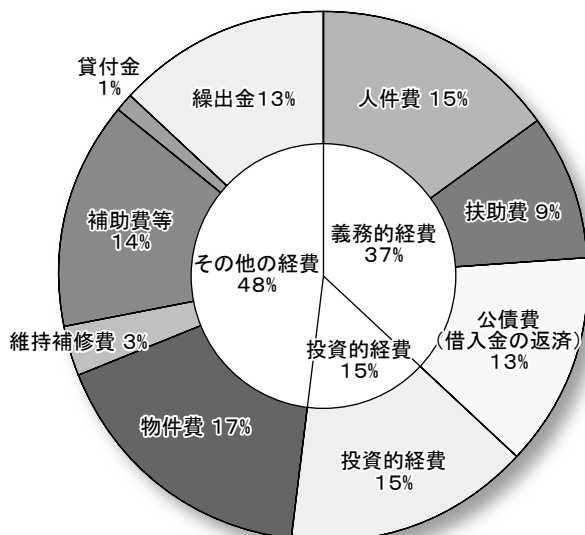
平成27年第1回定例会が開かれ、初日に全議案について町長から提案説明があり、2日目、3日目に4人が一般質問を行った。予算特別委員会を経て、最終日に、平成27年度一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算など36議案を可決し、また、意見書3件を採択して閉会した。

予算

一般会計・特別会計・病院事業会計

H26/27
増減

一般会計予算 38億9,369万円



会計名	H27予算	H26予算	増減(率)
一般会計	3,893,683	3,703,509	190,174 (5.1%)
簡易水道特別会計	105,446	95,923	9,523 (9.9%)
公共下水道事業特別会計	247,480	240,344	7,136 (3.0%)
国民健康保険事業特別会計	151,773	127,650	24,123 (18.9%)
老人保健施設事業特別会計	59,673	49,224	10,449 (21.2%)
後期高齢者医療特別会計	44,846	46,910	△2,064 (△4.4%)
国民健康保険病院事業会計	593,113	589,374	3,739 (0.6%)

(単位:千円)

歳入

町税

所得税の減による個人町民税の減、評価がえ等による固定資産税の減、たばこ税では喫煙率の低下による減などにより町税全体では809万6千円の減額となった。

地方交付税

地方財政計画では0・8%減、そのほか算定基礎の見直しや公債費分の減額が見込まれるが、人口減対策に係る取組に対する交付事業の創設されることによる増が見込ま

れ、全体では300万円の減額となった。

繰入金

一般会計を補つための財政調整金等からの基金繰入金については、8633万6千円の増額となった。

町債（借入金）

屋外体育館施設改修事業、橋梁長寿命化整備事業に伴う新たな借入を行うが、消償の減などにより、7035万円の減となった。

一般会計予算の主なもの

歳入（予算総額に対する構成比：％）		
町税	2億2,955万円	(5.9)
地方交付税	20億3,700万円	(52.3)
繰入金	2億9,798万円	(7.7)
町債（借入金）	3億4,620万円	(8.9)

歳出		
黒松内町元気な農家チャレンジ支援事業	100万円	
熱郭団地分譲地線道路新設事業	840万円	
町民体育館整備事業	2,368万円	
地域おこし協力隊事業	719万円	
住宅用太陽光発電システム導入補助金	100万円	
教育・保育給付事業（保育料の軽減）	5,753万円	

歳出

黒松内町元気な農家チャレンジ支援事業

本町で未生産若しくは少生産の高収益作物等の導入または本町初の先進的な機械、設備、施設等の導入により、生産量または販売額が大きく向上する場合に、これら機械、設備、施設等及び生産に必要な整備に要した経費に補助する。

熱郭団地分譲地線道路新設事業

北海道で施工している熱郭団地擁壁補強工事に伴う仮設道路を、工事完了後も町道として使用するため整備する。

町民体育館整備事業

老朽化した町民体育館を平成28年度に新築するため、基本計画及び実施設計を行う。

地域おこし協力隊事業

ブナの里振興公社の経営支援や観光資源の掘り起こし等を行うため地域おこし協力隊2名を採用する。

住宅用太陽光発電システム導入補助金

住宅用太陽光発電システム機器導入促進に向けた補助により、エコライフ・エネルギーの推進を図る。

教育・保育給付事業（保育料の軽減）

認定こども園、保育所、幼稚園の施設利用に係る施設型給付費を支給する町が定める利用者負担額を国が定める上限額より軽減することにより、利用者の経済的負担の軽減と子育て支援を図る。

特別会計

総額11億9108万円

・簡易水道は、簡易水道市街地配水管布設がえ工事実施設計業務委託により9・9%の増額となった。
・公共下水道は、下水道事業計画変更認可申請業務委託の新規計上のほか、終末処理場維持管理業務委託料の増などにより3・0%の増

額となった。

・国民健康保険事業は、後志広域連合への分賦金の増により、18・9%の増額となった。

・老人保健施設は、老人保健施設パネルヒーターの更新工事を新規計上したことにより21・2%の増額となった。

・後期高齢者医療は、後期高齢者医療広域連合の負担金の減により4・4%の減となった。

意見書

3件の意見書を採択

件名	発議者	結果	提出先
農協関係法制度の見直しに関する意見書	福本誠一	原案可決	内閣
安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書	菅 一	原案可決	内閣
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書	蛸沢儀弘	原案可決	国会内閣

- 義務的経費…人件費・扶助費・公債費（借入金の返済）をいい、一般に歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、投資的経費の割合が高いほど財政構造は、弾力的で健全な財政である。
- 投資的経費…道路、橋、公園、町営住宅等の建設など行政水準の向上に直接寄与し、支出の効果がストックとして将来に残るものをいう。
- 繰入金…特別会計や国保病院事業会計など一般会計以外の会計へ繰出すもの。

専決処分

▽決算を見込んだ予算残を減額。

（全員賛成で原案可決）

▽歌才自然の家及び黒松

内温泉の老朽化等に対する工事費として

486万円を増額。

（承認議決）

▽除排雪の機器借り上げ

に不足が見込まれる1,800万円を増額。

（承認議決）

補正予算

一般会計

▽後志広域連合における介護保険事業の負担金等を増額し、決算を見込んだ予算残

の減額と合わせ、2,774万5千円を減額。

（全員賛成で原案可決）

簡易水道特別会計

▽確定申告額が一般課税申告から簡易課税申告に変更になったことによる納付額の減などにより、243万2千円を減額。

（全員賛成で原案可決）

下水道事業特別会計

医療・福祉職員の確保

制定された条例

町内の医療機関や各福祉施設で深刻化する人材不足対策として、黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例を制定した。

（全員賛成で原案可決）

改正された条例

期末手当に係る特別職役職加算の改定

▽町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当に係る役職加算改定に伴い、以下の条例の一部をそれぞれ改正した。

▽黒松内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

▽黒松内町特別職員の給与に関する条例

れぞれ改正した。

▽報酬及び費用弁償支給条例の教育委員会委員長の年額報酬を削除。

▽黒松内町議会委員会条例の文言を整理。

（全員賛成で原案可決）

改正された条例

町内の医療機関や各福祉施設で深刻化する人材不足対策として、黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例を制定した。

（全員賛成で原案可決）

国保病院運営業務の一部を医療法人等へ委託可能に

平成28年4月からの勤

医協の指定管理による

病院運営に先立ち、医師部門の業務を医療法人等に委託できるよう

にするため、黒松内町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正した。

（全員賛成で原案可決）

環境政策課を廃止、企画調整課は企画環境課へ

▽生物多様性の保全等に係る施策のより効果的な推進に向けて環境政策課の業務を企画環境課、産業課、教育委員会へ移行。また、企画調整課を企画環境課へ名称変更するため、黒松内町役場課設置条例の一部を改正した。

（全員賛成で原案可決）

児童館の利用対象を小学6年生まで拡大

▽子ども・子育て関連3法の成立に伴い、黒松内町児童館設置条例の一部を改正し、児童館の利用児童の範囲を現行の小学3年生から6年生まで拡大した。

（全員賛成で原案可決）

教員住宅の内16戸を地域住宅へ

▽町有住宅の取り壊し及び教員住宅の用途変更等に伴い、町有住宅使用料徴収条例の一部を改正した。

（全員賛成で原案可決）

規定の整理

▽行政手続法の一部改正に伴い、黒松内町行政手続条例の一部を改正し、法律同様の規定を追加した。

（全員賛成で原案可決）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、黒松内町教育委員会事務局職員定数条例の一部を改正し、規定の整理を行った。

（全員賛成で原案可決）

廃止された条例

（全員賛成で原案可決）

農林水産業、農業構造改善を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、黒松内町新規就農者等支援条例の一部を改正し、規定の整理を行った。

（全員賛成で原案可決）

その他、後志広域連合規約の変更に係る協議を行った。

（全員賛成で原案可決）

黒松内町コミュニティ防災センター建設に伴い、駐車場整備のため老人寿の家を取り壊すため、黒松内町老人寿の家設置条例を廃止した。

（全員賛成で原案可決）

指定管理者

指定管理者の指定

▽公の施設の設置目的を効果定期に達成するため、歌才自然の家など6施設、及び22の集会

（全員賛成で原案可決）

（全員賛成で原案可決）

所について、指定管理者を指定した。(決定)

町道

町道の廃止

▼役場外構整備工事に伴い駐車場として整備するため、路線廃止として、1路線を廃止した。

(全員賛成で原案可決)

町道の認定

▼熱帯地区仮設道路の町道化、制度改正等に伴う路線認定として、3路線を認定した。

(全員賛成で原案可決)

報告

例月出納検査の結果報告

▼平成26年11月分～平成27年1月分の出納検査の結果、誤りは認められなかった旨報告された。

行政報告

町行政報告

▼陸上自衛隊との連携協定について

2月3日、南後志3町村と陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊(函館)との間で、大規模災害時に災害応急対策活動を行い住民の安全を確保するための連携協定を締結した。

▼歌才湿原の公有地化について

歌才湿原の公有地化に向け、土地所有者との交渉を2月20日に行った。購入価格については町の提示額と所有者の希望価格に格差が大きかったため、一度持ち帰りし、後日再提示させてもらうこととなった。

▼今後の病院運営について

今後の病院の運営に際し、委託候補者としていた勤医協と3回の協議を行った。医療機関の形態としては有床診療所とすること、指定管理者の受託時期に関しては手続きの関係で最遅でも平成28年4月からになること、無

藤村議員・畑井議員
全国町村議会議長会より表彰される

その他、寄附採納について鎌田町長から行政報告があった。

藤村議員が15年、畑井議員が27年の永きにわたる議会議員として議会制度の高揚、地域の振興及び住民福祉の向上に尽力された功績に対し、全国町村議会議長会より表彰され第1回定例会に先立って、表彰状と記念品が伝達されました。



委員会報告

各委員会の活動

予算審査特別委員会

平成27年度各会計予算について、特別委員会を設置し、3月16日、17日、18日の3日間に渡って審査を行いました。その審査意見をもとに、各会計予算を第1回定例会最終日に可決しました。予算審査委員会では全委員から数多くの質疑応答がありました。議論された項目から一部を抜粋し、要約を掲載します。

特別委員会

質疑応答

地域おこし協力隊の採用について

問 地域おこし協力隊とというのは限界集落を迎える集落において生活支援等の協力をする人材という形になっていると思うが、今回ブナの里振興公社で採用することになった経緯は。(戸澤委員)

答 鎌田町長

テレビを含めマスコミ等を見ると、よく取り上げられるものは集落支援のような業務の方が多い

ないか。トフ・ヴェールの品物を使えば売り上げも上がり、本町の特産品PRにもなるのでは。

答 鎌田町長

(菅原委員)

という印象があるが、実際に市町村の状況に応じて幅広い活動内容の中で協力隊を採用できることになっている。そして、公社では職員がなかなか定着しなく、経営状況のよくない状態が続いており、何とかこういった制度を使って3年間は公社の状況を勉強してもらい、その後はしっかりと公社の職員として、また公社の経営も担うような職員になってもらえればと思っています。

子育て支援グループの設置について

問 教育委員会の中に子育て支援グループを新たに設置すると言うことで

保健福祉課との兼ね合いはどうなるのか、また、医療・福祉の面で横の連携はとれるのか。

答 副町長

(菅委員)

保健福祉課から教育

予算審査特別委員会審査意見

平成27年度一般会計

▽地域おこし協力隊については、活用方法の検討を十分に行うこと。

▽行政区補助金については、高齢化の進行、人口の流出等により、地域コミュニティが崩壊する危機的状況であるため、行政区補助金の増額を検討すること。

▽原子力防災活動資機材等の購入については、飲料水、非常食も含め早急に備蓄すること。

▽廃棄物処理については、広域処理を行っておりませんが、ゴミ袋購入に対して負担軽減を求める要望があることから、町独自の軽減策を検討すること。

▽町営住宅（朱太団地・F棟）新築主体工事については、これまで建設したA棟からE棟の不具合について、早急に原因究明を行い、その結果が判明するまで、工事着工しないこと。

▽黒松内小学校の開錠時間については、児童の安全を第一に配慮し教育委員会、学校、保護者等と協議を願いたい。

▽教育委員会内に設置予定の子育て支援グループについては、住民ニーズに応えられるよう人員配置等の体制整備を図ること。

朱太団地改修等調査特別委員会

委員会調査中間報告

住民からの要望を町へ提出

本委員会は、4月9日に朱太団地役員との懇談会及び現地調査を実施し、4月10日付で町に対し要望書を提出した。4月27日に開催した本委員会において、町から次のとおり要望書に対する対策が示された。

要望①

ベランダへの出入り口が外開きとなっており、洗濯物を干すことができないため改善すること。また、ストープ排気口の位置、高さを改善すること。

対策

5月臨時会補正予算でバルコニー建具改修工事を計上する。開きドアから引き戸にし、ストープ排気口とレジスターの位置についても改善する。

要望②

1階共同倉庫内の配管スペース（ピット）の水溜まりについて、改善方法を示すこと。

対策

5月臨時会補正予算でピット内水中ポンプ設置工事を計上する。釜場を設けて水中ポンプを設置する。

（その他、9件の要望に対して6件の対策が示された。）

以上の対策について、本委員会としては了承したが、今後予定されているF棟の建設にあたっては、これらの改善点を反映すること。

また、改修工事を実施する際には、朱太団地入居者に理解が得られるよう、十分に説明し工事着手すること。

※紙面の都合により要約して掲載しています。



▲朱太団地役員との懇談会

委員会に移行する仕事は、主に保育園関係、放課後児童クラブ、児童館の関係で、予防接種などは今までどおり保健福祉課で行う。これまで保育園関係は保健福祉課、小学校に上がると教育委員会という形でやってきたが、幼児から義務教育まで一貫して子どもを見ていくという形にすることで縦・横の連携を強化したいと考えている。

答 鎌田町長

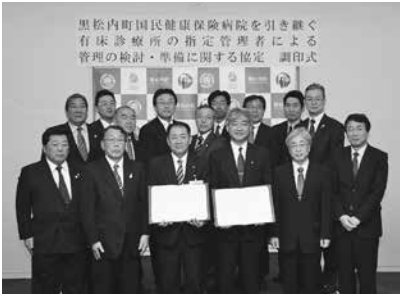
現在の町の体制では、保健福祉課では福祉的な観点で、教育委員会では児童教育の観点でそれぞれ事業を実施しているが、そこに行く子どもは一人教育も福祉も一つになっただけ一人の子どもを見てあげられる組織にならないかということで今回このような形で提案した。ただ、これで完結ではなくこれからもっと充実させるためのスタートとしてまずはこのような形で進めていきたい。

国保病院の今後の在り方等調査特別委員会

本委員会では、今後の

国保病院の経営については平成27年4月から指定管理者制度の導入を開始するよう提言してきたが、2月18日の委員会において最短期でも平成28年4月からなるこの報告を町から受けたため、第1回定例会において以下のとおり中間報告を行った。

また、4月10日に「黒松内町国民健康保険病院を引き継ぐ有床診療所の指定管理者による管理の検討・準備に関する協定」を結ぶ調印式が行われ、議員として式に出席した。



委員会調査中間報告（第2回）

医師業務委託の先行を要請

今後の国保病院経営の形態について、町としては受託候補者を「公益社団法人北海道勤労者医療協会」に絞り、平成27年4月からの業務委託開始に向けて具体的な協議に入りたいとの提案を受け、本委員会としてもこれに同意していた。

平成27年2月18日に開催した委員会では、既に北海道勤労者医療協会と3回の協議を行っているが、指定管理者制度の導入については、最短期でも平成28年4月からとなる等との報告を受けた。

町民がいつでも元気で健康に暮らせるまち、安心して受診できる医療機関とするためには、早急に医療提供体制の充実を図ることが不可欠であるため、次の事項について提言する。

① 指定管理者制度を早期に導入できるよう全力で取り組むこと。また、医師業務の委託を先行できるように努めること。

② 医療機関の形態については、町民・関係者の理解に努め、早急に有床診療所化する。

③ 指定管理者制度の導入については、職員に十分に説明を行い、病院の運営形態が替わることによる職員の処遇に適切に対処すること。

※紙面の都合により要約して掲載しています。

町民体育館建設等調査特別委員会

第1回定例会で、姥沢

議員から平成28年度に予定している町民体育館建設の内容について一般質問されたが、議会としてもその内容については慎重に審議する必要があるとして、特別委員会を設置した。

これまで、3月31日、4月9日、5月8日の3回にわたって開催され、町から体育館改修事業等検討委員会で審議された内容等について報告を受けたほか、今年建設された寿都町体育館の視察を行った。

▲寿都町体育館視察



第1回

臨時会

5月8日

【行政報告】

▽3月19日に南7区で火災、4月26日に白炭地区で野火が発生した。いずれもけが人はなかった。

▽4月1日、国保病院の中庭に設置している重油配管に破損が見つかり、敷地内での重油漏出事故が判明した。直ちに消防及び専門業者と対応を協議し対策を講じており、今後も関係機関の指導のもと、適切な対応をしていく。

その他、寄附採納について鎌田町長から行政報告があった。

【委員会報告】

朱太団地改修等調査特別委員会から、中間報告があった。（6ページ参照）

【補正予算】

一般会計

▽昨年建設した朱太団地E棟の不具合を改善する工事費など計609万6千円を増額。（全員賛成で原案可決）

国保病院事業会計

▽漏出した油の当面の対策費として1064万9千円を増額。（全員賛成で原案可決）

【条例改正】

▽地方自治法、所得税法等の改正に伴い、町税条例等の一部を改正した。（全員賛成で原案可決）

【承認】

専決処分

▽地方税法等の一部改正に伴い、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正した。（承認議決）

（承認議決）

▽重油漏出に伴う対策として、国民健康保険病院事業会計2195万7千円を増額。（承認議決）

一般質問

菅 一議員 8～9

行政区交付金を値上げできないか。

蛭沢儀弘議員 9～12

町民体育館建設について、改修検討委員会での協議内容はどのようなものか。
住民生活の向上、防災対策に役立つラジオの難聴を解消する方策を検討できないか。
核家族化が進み、墓を建てても墓守が減少しているの、合同墓を建て広く利用を図ってはどうか。

福本誠一議員 12～14

農業振興対策として、乳牛、肉用牛の町貸付制度を再度実施してはどうか。

岩澤史朗議員 14～17

介護報酬の改定により町内の各事業所は大打撃を受けますが、町としての見解と対策は。
朱太公住入居者の建てつけなどの要望などに対する改善計画について、検討されている内容はどのようなものか。

菅 一議員

◆行政区交付金を値上げできないか。

◇現在のところ行政区交付金を値上げするという

予定はしていないところでありす。



質問

今回私の質問は行政区交付金の見直しについてであります。

本町は昔から全域を地域割りとし、市街地については区割り制度を取り入れた行政区とし、地域については字名をつけて行政区としております。町内会単位で第1には親睦、また葬儀などの協力、それと行政への回覧などの配布協力をしながら、町

内会単位で住みやすいまちづくりに協力してもらいながら本町が今にあると言っても過言ではないと思っております。

しかし、昨今の人口

減、少子高齢社会が進む中、行政区単位で維持していくには財政的に困難なところが増えてきているのではないかとこのように思っているところであります。以前は、各行政区に納税組合などがあり、組合に入る補助金を町内会の財政に繰り入れたり、南西沖地震の時の見舞金も行政区単位で入金になったり、近年まで

それらを取り崩しながら町内会を維持した行政区

が大半だったのでないかと考えているところでございます。もちろん区費の値上げも当然あったと思っております。そんな中、行政側は町の財政が大変だと言いつつながら行政改革を進めたところであります。当時は各団体の交付金削減に踏み切ったのであります。そのようなことできつと行政区交付金についても削減されたのではと推測をすることがあります。平成27年度の予算案を見ますと、平成26年度と比

較すると行政区交付金が3万4000円ほど下がっております。全体でいくつの行政区があるのか、また算定方法はどうか、また算定方法はどうなっているのかお知らせ願います。

今国は、アベノミクス戦略と提唱しながら経済再生を進めておりますが、最後の3本の矢が放たれて、町民の暮らしは大変な状況ではないかと思っております。消費税の増税、年金の削減、ガソリン、灯油は上がり、電気料の値上げ、賃金は思うように上がらない。町民の皆様の暮らしは大変な状況であります。行政区としても、維持していくのは会員の皆様に区費の値上げなどお願いできる状況ではないと思っております。

ます。行政も財政的には大変だと思っておりますが、行政区交付金を値上げの方角での見直しができないかも伺いたいと思います。

町長は、町政執行方針の中で町民参加機会をさらに充実させるというふうにも言っております。大変いいことだと私も思っております。そこで、防災の観点から私は提案申し上げたいわけですが、3月11日、東日本大震災が発生した日でもありました。本町におきましては、20年前に南西沖地震が発生後は今日まで大きな地震災害は発生していない状況にありますが、いつ発生するかもしれないわけですから、町でいろいろな想定を考え、毎年防災訓練を実施してありま

すが、昨年から行政区単位での避難訓練を実施したところでございます。2つの地区で行ったわけですが、住民の皆様の2つの行政区の参加は非常に良かったのではないかなと思っております。それだけやっぱり関心が高い、いつ来るかわからない発生には自分たちの身は自分たちで守る、そしてまた隣近所の人たちも含めて声をかけながら、一人の犠牲も出さないようにしなければという東日本大震災の教訓もありながら、強く思っているのかなというふうに私は思っているところであります。そこで、本町では沿岸部から遠いために津波については最小限にとどめるのではないかと思っておりますが、朱

太川を遡上してくる心配から、作開地区については他地域よりは警戒しなければならぬと、そういったことも想定しなければならぬと思っておりますけれども、ほとんどの地域においては家屋の倒壊、道路、橋の崩落、河川の決壊、そういった災害が考えられますが、発生した時は初動活動としては町内会単位での声かけ、そしてまた隣近所への安否確認、これを一番最初にすることが重要だと私は思っているわけでございます。そういった中では、区長や役員だけではなかなか対応ができませんと考えていますが、今から各行政区から数名でいいと思いますが、2人から3人、防災推進員を選出してもらいながら大地震が発生したときには先頭に立って行動してもらえよう、通常時からの訓練が必要ではないかと考えております。町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

答弁・鎌田町長



行政区の区長様初め、地域住民の皆様には広報紙の配布等々、いろいろな面で町の方からお世話になっておりますことを感謝申し上げる次第であります。

行政区の交付金でありますが、43行政区に交付しており、均等割として

蛭沢儀弘議員

◆町民体育館建設について、改修検討委員会での協議内容はどのようなものか。

◇検討委員会からは、新築とする意見を受け、8項目における提案をいただいている。



質問

町民体育館について質問いたします。住民の一人として新

しい体育館は欲しいと思っていますが、町長は平成27年度町政執行方針の中で、町税が前年度比3・4%の減の2億3000万にとどまり、義務的経費が年々増加傾向にあり、財政の硬直化が進んでいると言っ

ています。町民も人口減少、自主財源が増加する見込みが見えない中では町民体育館を改築するほうがよいのではという声が聞こえます。現在の町民体育館は、昭和50年に建てられ、40

1地区当たり9000円と、戸数割として1戸当たり5000円のほか、一部の行政区には集会所に係る下水道料金や電気料金の一部を助成しております。

毎年、それぞれの地区から戸数の報告をいただいた上で、春の区長会議の時期に合わせて交付しているところであります。交付金の金額については、近年見直しを行っていないところでありますが、各地区が設置しております防犯灯につきまして、省電力化を進める

べく、平成24年度からLED灯への更新費用について補助を実施しており、現在まで16地区で延べ137灯の更新が進んでいる状況となっております。

LED化により、電気料金のほか、電球交換等の費用も軽減されていることから、現在のところ行政区交付金の値上げについては予定しておりません。

ありますので、各地区におかれましては今後ともこの制度を利用し、積極的に防犯灯のLED化を実施していただきたいと思います。

防災推進員等の配置についてですが、毎年、防災講演会、防災講習会を開催し、また、本年度から地域を限定した防災避難訓練を実施するなど、町民の皆様の防災意識の向上に努めているところであります。また、既に設置している地区もござい

呼びかけているところでもあります。防災・減災対策につきましましては、一部の特定の方の意識の向上によっても一定の効果が挙がることは思われますが、町民の皆様一人ひとりの意識の向上がより重要であります。防災推進員等の配置については考えておりませんが、今後とも防災講演会・講習会や防災避難訓練などの施策を通じて、町民の皆様へ防災・減災に関する情報提供を続け、災害に強いまちを目指してまいります。

規模、総事業費等、自己資金はどれくらいなのか。町民の声は今回の新築に反映されているのかについて考えを伺います。

答弁・内山教育長



町民体育館は、昭和50年に建設され、町民のスポーツ活動や健康づく

の中心的な役割を果たしています。経年による施設の老朽化が進み、また、平成19年に実施した耐震診断では耐震強度不足と診断されているところであります。

はじめに、町民体育館改修等検討委員会での協議内容についてご説明させていただきます。

検討委員会は、各スポーツ団体、子育てグループ代表など、町民参加型の検討委員会として、平成25年度に設置し、主に改修力新築力に重点を置き、全6回の検討委員会を開催いたしました。

検討委員会では、現町民体育館の問題点を洗い出し、将来の人口減少などを踏まえ、今後の町民体育館がどうあるべきかを委員それぞれの立場や視点・観点から意見を出し合いその結果、スポーツは心身の健康増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現が求められており、これらに応えるためにもランニングやウォーキングといった新たな種目への対応、

大会等を想定したアリーナの充実、乳幼児、親子が快適にスポーツができる施設として新築とする意見をまとめ、平成26年11月5日に町長へ報告したところであります。

その際、新体育館の建設にあたっては、スポーツ活動の拠点施設であると同時に町民が健康で豊かな暮らしを担う施設となるよう、多様なスポーツへの参加の機会を提供する施設、町民の誰もが気軽に利用できる健康づくりの拠点施設、世代・地域交流など、コミュニティが生まれる施設、災害発生時の避難場所として町民の安心を支える施設、自然エネルギーを活用するなど、環境への配慮、子供から高齢者までが安全・安心、加えて気軽に通える場所に建設すること、などの8項目における提案をいただいたところであります。

また、附帯提案として、現町民体育館の使用料については、条例化されていないが、新体育館については、設置条例に使用料を規定しても良いので

はないか、新体育館建設後、ソフト事業の充実が大切であることから、スポーツ合宿等の誘致についても積極的に考えていく必要があるのではないかと、などの2点についても、併せて提案をいただいたところであります。

検討委員会の報告・提案を受け、町部局と検討・協議を重ね、現町民体育館の問題点をすべて解決し、検討委員会の提案等に応えることすれば、改修では難しいと判断し、改築することを決断したところであります。

改築にあたり、新体育館については、検討委員会の提案などを参考とし、単にスポーツ活動の拠点を施設にとどまるのではなく、年代を超えた町民が交流できる活動拠点、子供たちの活動拠点等の機能を併せ持つ施設とすることを基本コンセプトとし、平成28年度に全面改築を実施したいと考えております。

建設場所については、現段階では、現町民体育館を取り壊し、その跡地をと考えております。

跡地を利用することにより、新たな建設用地の取得、外構整備等の経費が抑制されること、また、現町民体育館等の解体経費が過疎債の対象となるなど財政的な軽減も図られることとなります。

また、建設規模等については、近隣町村の体育館などを参考とし、延べ床面積は概ね2000㎡、総事業費は実施設計、解体費用等を全て含め10億円程度を考えているところであります。

なお、現段階では全て机上での想定であり、関係団体と十分な協議を進めながら、今年度実施する基本設計などにより、具体的な方向性を示し、パブリックコメントを実施するなど、町民のニーズにこたえるべく進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

答弁・鎌田町長

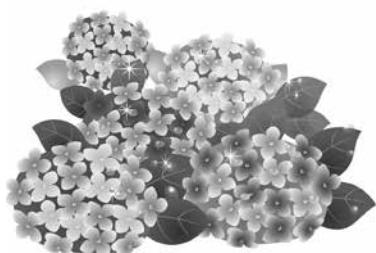
新体育館の内容については、教育委員会から説明があったと思いますが、もう既に事業費も決定し、すぐに建設するというこ

とではなく、これから、場所は大体決めましたと、広さも2000㎡程度、使用する内容は単にスポーツだけでなく、健康づくり、健康体操、あるいは高齢者や子供さんを集める場所づくり、もちろん各種大会、スポーツ機能も当然ありますけれども、どういう施設にするのが良いのかこれから決めていきたいという段階であり、調査検討、基本計画、基本設計と進んでいきたいと考えております。

体育館の建設には否定的な意見を持っている方もいると思いますが、検討委員会のように新築でいろんな多機能で建設してほしいという町民の皆さんもおります。まずはどういった規模でどういう内容かという細部まで決めていかなければならないかと思っておりますし、財源についても木材を使用することによって交付される交付金事業もあります。北海道には要望は上げておりますが、まだ流動的であります。

しかし、黒松内はどういう体育館を建設するこ

うことを決めておかなければ、要望にも説得力がありませんし、最近の傾向として国の補正予算も年度末ぎりぎりになってから手を挙げるということも多くなっているため、それらに対応するためにも準備を進めておく必要があると考えております。いずれにしましても多くの方、人口減少もありますけれども、ストレッチ体操や健康体操、単にスポーツをやられるということではなくて、そういう健康づくりのために体育館を利用されている方々も多々いますので、そういう人たちのためにもしっかり準備をしていきたいという段階であります。



◆住民生活の向上、防災対策に役立つラジオの難聴を解消する 方策を検討できないか。

◇町民のニーズや費用対効果、整備後の運用経費など、様々な観点から慎重な検討を進めることが必要と考えております。

【質問】

2点目は、ラジオの難聴解消についてです。2月10日に道新の中で、隣村でAMラジオの難聴解消に光ケーブルを活用して、全村でAMラジオをFM変換することによって3月末から難聴が解消するという記事が村長の写真付きで載りました。我が町もラジオの難聴解消になると思い、機会があったので、村長さんから話を聞かせてもらいました。ラジオは、仕事をしながらでも聞け、情報が早く、防災にも役立ち、乾電池だけで長時間聞けると以前から開発したNHKの子会社に何とか聞けるようにお願いしていたと熱く語ってくれました。

我が町も、ラジオを聞きたいが聞こえない局もあり、ダイヤルをその都度調整してやっと聞いているという方もいました。近年建物の気密化が進み、電波が家の中まで届かな

いような状況にあるとNHKの難聴解消相談担当者へ答えてくれました。

現に、町営住宅の入居者に聞くと、ラジオが入らない、民放は1局かな、NHKのFMは聞こえる」と聞かれました。

また、視力に障害のある方にとっては、ラジオは欠かせないものなのです。何とか難聴を解消してほしいという要望もありました。聞き取り調査をしてみますと、全く家でラジオを聞かない人もいますが、家庭にいる主婦層はラジオの難聴解消を強く望んでいます。町長の主な施策の原点に人に優しいまちづくりを上げています。人に優しいまちづくり、これは大事なことです。

政府は、ラジオの難聴解消対策を進めていて補助制度等を総務省で出しております。これらに関して町長はどのように考え、どのように取り組ん

でいくのか伺いたします。

【答弁・鎌田町長】

北海道でのAMラジオ放送は、NHK第1と第2、HBC、STVの4局の放送が行われております。本町においては、山間部に位置しており、ラジオ中継局からも距離が遠いといつことから、AMラジオを明瞭に聞くことは難しい条件となっており

ます。先月の新聞では、光ファイバーケーブル通信網を活用してAMラジオの難聴を解消する取組の報道がされております。事業の概要をいたしましては、AM電波をFM電波に変換したうえで、地上デジタルテレビ放送の難聴対策として整備した光ファイバーケーブル網で各家庭に送信し、各家庭においては家の中に設置したアンテナからのFM電波を手持ちのラジオで受

信してAM放送を聞くことが出来る仕組みとなっています。したがって、地上デジタルテレビ放送の難聴対策として光ファイバーケーブル網が家に引き込まれている家庭が利用可能なシステムとなっております。

本町においては、町内全域光ブロードバンド整備・地上デジタル放送難聴解消事業を平成21年度と22年度に実施しており、119件の地上デジタルテレビ放送の難聴を解消しております。

ただ、光ファイバーケーブル網を活用したAMラジオ放送の難聴対策としては、地デジ難聴対策の119件は対応が可能となりますが、残りの1000件を超える世帯については対応ができず、新たに光ファイバーケーブルを設置することが必要となることから、多額の事業費を要することが見込まれることから、新聞報道がされた方式によるAMラジオ放送の難聴対策は、本町においては実施が難しい状況でありま

す。ラジオ放送は、生活に必要な情報を得ることができ、さらには災害時における生命や財産を守る情報も確保できることから、町民の皆様の生活に密着した情報提供手段として有用性が認識されており

ます。国においても、平時や災害時において、迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、整備費用の一部を補助する制度を設けております。

最近、地理的・地形的な受信障害への対応として、放送局からのAM電波を、整備を行ったFM補完局で受信した上で、FM電波に変換して各家庭に届ける対策も可能となっております。

FM補完局の開設条件としては、難聴対策又は災害対策の必要性が認められる場合に限るとされ、AMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点又は電気雑音の影響や外国波混信等によりAMラ

ジオ放送の聴取が困難と判断される状態であることとされております。したがって、まずは本町の現状がどのようになっているのか、詳細な調査を事前に行い、現状把握をしっかりと行うことが必要となります。FM補完局による対策であれば、光ファイバーケーブル網による対策と違い、屋内だけではなく、野外や自動車での受信が可能となるメリットがありますが、中継局を整備するためには、多額の事業費が必要となります。先ほど申し上げた補助制度にしても、3分の2の補助率であり、自己負担は多額となり、果たしてラジオ放送局が事業実施を希望するかどうかは難しい状況となる

ことが予想されます。本町が自ら中継局を整備するとしても、同様に多額の自己負担は避けられず、町民のニーズや費用対効果、整備後の運用経費など、様々な観点からまだまだしばらくは慎重な検討を進めることが必要と考えております。

◆核家族化が進み、墓を建てても墓守が減少しているので、合
同墓を建てて広く利用を図ってはどうか。

◇利用者が多数いるとは考えられないし、費用対効果などを考えると
合同墓を建立する具体的な考えは持っていない状況にあります。

【質問】 3点目は、町民が
合同で利用できる
墓を建ててはという提案
です。

町営の合同墓について、

少子化、核家族化が進み、
墓を建てても墓守するこ
とが難しくなってきたい
る時代です。行く先は散
骨か、どうしたらいいか
と考える声が聞かれる
中、我が町にも合同で利
用できる墓、合同納骨塚
とでもいいですか、そう
いうものをつくってはと
いう提案でございます。

【答弁】 鎌田町長

町長の考えを伺いたい
と思います。

近年少子化や核家族化
の進展に伴い、お墓がな
い、お墓を継承する者が
いない等の理由により将
来にわたってお墓を個々
に維持管理することに不
安を持たれている方が増
えていると言われており
安定した管理を委ねられ
る方策として合同墓が全
国的に注目され、道内に
おきましては札幌市や小
樽市、北見市、帯広市な
どの自治体に公設の合同
墓が設置されている状況
であります。

我が町にもそういうもの
があれば安心して、散
骨しなくてもいいし、心
配しなくてもこの町で暮
らせるという住民の声も
ありますので、ぜひこう

て、合同墓が建設される
ということの確認できて
いないところでありま
す。本町といたしまして
この人口規模で利用者が
多数いるとは考えられま
せんし、費用対効果を考
えると各宗派のお寺や納
骨堂を利用していただき
たいと考えておりますの
で、現在のところ合同墓
を建立する具体的な考え
は持っていない状況にあ
ります。



福本誠一議員

◆農業振興対策として、乳牛、肉用牛の町貸付制度を再度実施
してはどうか。

◇受益者からの要望の有無、新規就農希望者の経営安定に役立
つかなどを検討し、今後の運用を判断してまいりたい。



【質問】 乳牛、肉用牛の町
貸付制度の再度実
施について、また、農家
減少を防止するための施
策の2点について町長の
考えを伺いたいと思いま
す。現在本町では、酪農
家が14戸、肉用畜産農家
が、これは酪農複合も含
めてですが、11戸の方が
それぞれ経営をしていま
す。

これまで行政としまし
ても様々な助成制度、補
助事業等を講じてきてお
ります。

肉牛農家への肥育牛の
貸付事業については、平
成24年度から28年度まで
ただ今も継続中でありま
す。この事業については
現在2戸の肉牛農家が参

加されております。頭数
は少ないのですけれども
それぞれの成果は得られ
ているように聞いていま
す。酪農家への乳牛貸付
事業では、搾乳用牛の増
頭や若年牛への更新、ま
たこれが一番重要である
と思うのですけれども、
乳質の改善など様々な成
果が得られているように
聞いております。

しかしながら、飼料、
資材等の価格高騰、迫り
くるTPPへの対応とい
うことを考えますと、依
然厳しい状況下にありま
す。また、乳単価も若干
ではありますけれども、
上がっておりますが、こ
れらの厳しい状況を打開
する一つの施策としても
再度乳用牛の貸付制度を
行つてはどうかと思ひ
ます。

次に、肉用牛貸付事業
ですが、前回平成20年度
から23年度までの実績で

ありますが、頭数で82頭、
金額で3831万程度と
なっております。この事
業も肉牛農家の経営安定
化へ向けた施策で、かな
りの成果を得られている
というふうに伺っており
ます。しかしながら、酪
農同様に飼料、資材の高
騰、TPPへの対応、何
より繁殖雌牛の高年齢化
若牛への更新がこれまた
急務なことであると思ひ
ます。そして、昨年、東
川地区へ新規就農の方が
就農されました。また、
この方についても経営安
定のための助成しなければ
ならないと思ひます。

次に、農家減少を防止
するための施策について
であります。

るのが現状であります。農家戸数を見ますと、平成17年度に約70戸あった農家戸数が平成26年度では43戸と10年で約27戸の農家が離農、営農中止をしている実態であります。この10年間、年間約3戸という農家が離農されていると、これは高い数字ではないかと思えます。町長の最重要公約の一つである農業振興は、まさに待ったなしの課題ではないかと思えます。現在営農されている農家の方が大型機械化、規模拡大によって農地の荒廃化をかううじて防いでいる部分が、最小限に抑えているのが現状です。ただ、それもここまででは限界にあるのが現状ではないかと思えます。例をとっても、隣町の方が実際かなり大きな面積を借りていらつしやる。これもある意味かろじて農地の荒廃を防いでいるという、ある意味皮肉な結果でもあります。営農されている方の中には、5年後、10年後にはやはり一区切りというふうに見える方も何人かいると

自分の耳にも入ってきています。先にも述べましたが、昨年、和牛営農したいということで新規就農し、一生懸命頑張っておられます。また、同じ東川地区に、ご両親が営農されている酪農を継ぎたいという形でリターンされた方もあります。このような明るい話題もありますけれども、厳しい状況下にあることは変わりありません。行政として様々な施策を講じてきていますが、今一度それらの施策を再検討して、どのような施策を講じるべきか、町長の考えを伺いたいと思えます。

答弁・鎌田町長

現在本町で営農している農家戸数は、法人を除くJA正組合員で40戸を数えるにとどまり、このうち経営者が65歳以上の高齢で後継者が不在、近い将来の離農が避けられない経営体が約3割を占め、このままでは試算どおり本町農業は衰退の一途をたどることが明らかであります。執行方針でも述べましたとおり、基

幹産業の農業の衰退は本町の命の源が消滅していくことにほかなりません。担い手の確保、育成は本町の存亡を左右する私に課せられた使命と受け止め、しっかりと取り組んでまいる所存であります。まず、1点目の乳牛、肉用牛の町貸付制度を再度実施してはどうかについてですが、これまで平成の初期から肉用雌牛貸付条例による取組がありました。近年の制度に絞ってお答え申し上げます。肉用牛貸付は平成20年度当初から、乳用牛貸付は平成21年度途中から、それぞれ条例を制定し、肉牛に関しては平成20年度から平成23年度までの4年間、肉用雌牛を10戸の農家に82頭、乳用牛に関しては、平成21年度から平成23年度までの3年間に7戸の農家に70頭を貸し付けました。

また、一方で、和牛繁殖農家が肥育にチャレンジするため、平成24年度から平成28年度までの5年間、肥育素牛を貸付け、これまでに2戸の農家に8頭を貸付けしています。この肥育牛は、生産者の努力のたまものにより、昨年はA5ランクに輝く素晴らしい成績を収め、その牛肉はビーフ天国で格安で販売され、町民に味わっていただき、この事業の一つの効果として捉えてもよいのではと考えているところであります。先ほども申し上げましたとおり、肉牛、乳牛とも条例による制度は残っておりますので、受益者となる皆さんからの要望があるのか、ないのか、また新規就農希望者の経営安定に役立つかなども検討した上で、今後の運用を判断してまいりたいと考えております。

次に、農家減少を防止するためにどのようなことを考えているのかについてですが、これも度々いろんな方々からご質問いただき、なかなか特効薬と呼べるものを見出すことができない、本当に簡単なことではないとこれまでお答えをしております。町といたしましても、これ以上農家戸数が減ることを防ぐため、後継者確保対策として平成23年には農業後継者就農支援奨励金に関する条例を制定、農家子弟が後継者であることを決断し、農業関係機関が後継者として問題なしと認めた場合100万円を交付するもので、これまで2件の交付実績があります。

また、最も有効策と考えられる新規就農対策につきましても、新規就農者誘致特別措置条例を全面的に見直し、新規就農者や受入れ農家、指導農家に対する支援を拡充した新規就農者等支援条例というものを制定して1年が経過しております。現在和牛繁殖農家を目標すご夫婦が昨年6月からこの条例による2年間の就農研修をスタートさせています。

本町での新規就農には、原則受入れの指導農家で1年から2年の就農研修を必要とします。現在受入れ指導農家として登録している方は7戸あり、一昨年度整備した就農促進のホームページで、充実した就農支援制度と併せて紹介することに加え、北海道農業担い手育成支援センターのホームページや紹介業務へも情報提供し、さらには、直接就農希望者と触れ合える機会を有効に活用するなど、新規就農者を誘致できるよう多面的に取り組んでおります。そのかいあって、ホームページやフェアを通じた問い合わせはありますが、本町の主体である酪農畜産及び土地利用型農業というところでは希望者の資金面で折り合いがつかない事例がほとんどで、就農まで結びつかないことが現状となっております。

そのようなことから、平成27年度から元氣な農家チャレンジ事業補助金を創設し、例えばこれまで本町で実施したことがなかったハウスを利用した施設園芸など生産性の向上及び高収益化を実現する新たな事業展開に要する経費を補助し、既存

農家の経営の多角化、自己資金がなくなってもできる農業のほうもしっかりと目指して、新規就農につなげていきたいと考えております。

離農というのは、後継者がいないとか、担い手の高齢化が主な要因で進行しますので、これらの農業者をできるだけ長くやってもらうための農業支援システム、複数戸の法人についても関係機

関と連携して継続して調査、検討も行ってありますけれども、なかなか条件が本町にはうまく合わなくて、すぐ実現化はしていないところであります。

また、平成28年春に控えるJA黒松内支所の蘭越基幹支所への統合など、本町独自の農作業支援体制の確立は、一層難しい状況に向かっていると思っておりますが、JA



よつていの第4次農業振興計画の振興方針に後継者の確保と育成、農業生産法人の育成支援、新規参入者の確保と育成、コントラなどの雇用労働力の確保などというような表現もありますので、これからJAと一層連携を強めて制度の検討をしてまいりたいと考えております。

まずは、本町の現在行われている経営形態は土地利用型、あるいは初期投資も大きいということとで初めてやる人にはハードルが高いということもありますので、そういう中でもいろいろ機会を見て、今回のように新規就農も実習者もありますので、しっかりと支援していきたいと思っておりますし、先ほどの申し上げましたけれども、新たな作目だとか新たな経営形態にもチャレンジして、少しでも新規就農者が入りやすい、手をつけやすい作物にもシフトを変えていきたいと思っております。

岩澤史朗議員

◆介護報酬の改定により町内の各事業所は大打撃を受けますが、町としての見解と対策は。

◇サービスの質が低下しない経営改善の努力をお願いし、減収補填のような助成等は特に考えておりません。



質問

介護分野について、質問させていただきます。報酬が改定されます。事業者が支払われる介護報酬が過去最高に近いパーセントで下がってくるという中身なのです。政府

の方の言い分がすごいのです。社会福祉法人などの介護事業所には内部留保があるから、介護報酬を下げてでも余裕があるという話をしているのです。社会福祉法人の内部留保というのは、大企業の内部留保とは全然違う中身なのです。社会福祉法人は例えば特養を見ても次にまた建てる新築、改修、こつということがあるわけですから、一定の原資を

持っているなければやっていけない、こういうことがあるにもかかわらず、内部留保を持っているからといって、ばさっと切ってしまうという中身であります。そういう今回の改定の中身を見ていて町内の各施設は大丈夫なのかというふうに思っているわけであります。

特に今回厳しいのが町内で行くと特養なのです。それから、デイサービス、このようなところは大幅な減収になるのではないかと思います。デイサービスでも要支援の軽度の方、要支援1、2の方々行っていますね、そういう方々がデイサービスを利用すると20%位まで下げるといってんでもない状況があるようであります。このままでいきますと、施設関係で小規模でやっているところは今でさえも大した金額を

もらっていないヘルパーさんとか、そういう人たちがますます大変になると思われるわけです。

こういった面について本町ではどのような状況になるのかを把握してありますから、教えていただきたいと思います。また、行政執行方針を見ますと、本町においても国が指導する中身で地域支援事業ということを言われています。介護予防・日常生活支援総合事業が計画されておりますが、これは簡単にはいかないだろうと思っております。ここに係る財源の問題とか、あるいはマンパワーの問題、こういった大きな問題を抱えているところになってくると思っておりますが、いつ頃からこれを軌道に乗せていくのか、この点についてもお知らせ願いたいと思います。

町民から見ますと、国保税はどんどん値上げされてきています。そして介護保険は見直しということで、6期目に入りま

す。今回決まると3年間は基準額という状況を見ますと決まってくる

と。前回の説明では、下がるのかなと思っておりますが、実際には広域で統一されてくる金額が5343円という基準額です。本町は5期目のこれまでの金額が4552円でありますから、実質的には月額で791円上がるということですね。結構な金額だなと私は思っております。年金暮らしの方からすると結構な金額が上がるのではないかなと思っております。だから、国保税も上がる、介護保険も上がるという状況になりますので、そこも含めて考えていただきたいというふうに思っています。

本町では、今回介護保険の第1段階の低所得者に対して一定の軽減を行うということが執行方針に書いてありましたが、私は思いきった施策を

とってはいかがかないうふうに思っておりますが、町長の考え方を伺いたいと思います。

答弁・鎌田町長

この度の介護保険制度の改正に併せて行われます介護保険料の改定についてであります。後志広域連合において平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険計画が策定され、今までは町村不均一賦課となっておりましたが、保険料が統一されることになり、標準段階（第5段階）で一ヶ月当たり5343円、年額64116円となります。

単独で保険料を算定した場合と比較して月額362円低くなるものの、第5期と比べると月額791円、年額にして9492円高くなる状況であります。

なお、第6期の所得段階区分については、今までの6段階から国が示す9段階を採用し、標準段階以上の高所得者の保険料率を高くし、第1段階の低所得者には、新たに

公費による保険料の軽減を行ってまいります。

ご質問の各事業所への影響についてであります。が、今回の改定による介護報酬は、介護職員処遇改善加算拡充分で165%、介護サービスの充実分として0.56%がそれぞれアップとなりますが、収支状況などを考慮した適正化分としてマイナス4.84%となるため、多くのサービス事業所は2.27%以上のマイナスとなることが見込まれます。

特に今回の改定の矛先となった特別養護老人ホームの介護福祉施設サービス費は、平成27年度内に2度改定される予定で、4月施行分で5.63%のマイナスとなり、8月施行分ですらに、5.47%のマイナスとなることから、基本サービスのみに見ますと、年間2000万円程度的大幅な減収となります。

また、介護老人保健施設においても年間4400万円程度の減収が見込まれ、居宅サービ

ス事業所の小規模デイサービスにおいても利用者の数にもありますが450万円程度の大きな減収になるとされております。

このことによつて、介護サービスの質低下につながるのではないかと心配されるところであります。

次に町民への影響についてであります。利用者の保険料や一部負担金は今回の介護報酬のマイナス改定に伴い減額となります。

一例ではありますが、基本サービスのみに見ますと、特別養護老人ホームの介護福祉施設サービス費で要介護3の場合、4月改定で1日46円ほど安くなり、8月改定ではさらに1日47円が利用者

の一部負担金としては減額となり、居宅サービスでは、要介護の方が訪問介護サービスの生活援助サービスを利用した場合1回につき11円減、また介護予防通所サービスを

利用した場合は要支援1で一ヶ月当たり468円、要支援2で一ヶ月当たり859円が減額となります。裏を返せば、個人負担は安くなるのですけれども、事業者から見ると収入が減るといいう方も間違いなくいらっしゃる

と思います。なお、在宅で生活している低所得者の方を対象とした自己負担の3割を軽減する町独自の在宅介護保険サービスの利用料軽減助成、これは引き続き実施してまいります。

介護保険の方の改定に

についてはまだまだ状況を見なければ、すぐ町としても何をどうすることもできないと思っております。間違いなく事業所から見れば収入が減るのは予想されるわけではありますけれども、まずはサービスの質が低下しないということをお願いしながら、いろいろ厳しい状況が予想されますが、事業所の収支がどうなっていくのかということもしっかり町としても確認をさせていただきながらやっていきたいと思っておりますので、町としては今すぐ減収支援、減収対策を事業所の方々に対して助成することについては今のところ考えておりません。

◆朱太公住入居者の建てつけなどの要望などに対する改善計画について、検討されている内容はどのようなものか。

◇快適な居住環境を町民の皆様に提供することはもちろん、できるだけ皆様の要望に添えていきたいと思っております。

質問

朱太公住入居者の要望についてというところで質問いたします。私も朱太公住の方々か

ら何件か話をいろいろと聞かされてきておりまして、たけれども、現状を見ますと何とかなければな

らないと思っております。

朱太公住というのは建設、建て替え計画の基に

7棟64戸と集会所、朱太会館の建設が平成22年度から始まりました。予定通り建設が進み、朱太会館もようやくできたわけであります。現在A棟から始まってE棟まで完成し、さらに朱太会館の建設も終わりました。この間に5棟と会館が出来上がり、住民も安心、安全な暮らしをしているはずであります。

これは、私も見ていてよくわかるわけでありますけれども、しかし原因と改善がきちんとしなければならぬ状況であると思っております。

ところが、今年の1月、住んでいる方々の顔合わせ会というのがありまして、そのときに私のところに近づいてきて、何とかしてほしいのだと、あれはひどいということがA棟に住んでいる方々から話があったわけであります。続いて、今回建てたE棟であります。E棟の1階に住んでいる方々からも大変だという話であります。そして、2階に住んでいる区長さんからも不具合をまとめた結果が私の手元に届きました。この間見えていますと、町の担当者を初め、非常に苦勞なさっているという頑張って解決に向けてやっていただいています。

例えばE棟のベランダについて、これまでサニールームだったのが、ベランダに変えてほしいというところで今回変えました。ところが、ベランダに物干し竿を取り付ける器具が設置してあり、物干し竿を付けると、明らかにベランダに出るドアが邪魔になって物干し竿が取り付けられない。要するに洗濯物が干せないという状況になってしまつた。これらの改善策はきちんと持っているのかどうか。

2点目です。これもE棟です。共同倉庫内の地下に水がたまっており、プールのようになっている。かなりの水がたまっているのです。配管がプールの中に入っている状態で、配管が泳いでいるような状況なのです。これは、1階に住んでいる方が湿気がすごいという話がありました。この原因と対策をきちんとしな

ればならないと思いが、この点についてもお聞きしたいと思います。

そして、E棟の水道の蛇口が、これ多分逆向きに付けられていると思うのですが、素人がやったのではないかと、このような話でありますけれども、住民説明がされたときに、何やら最新式の蛇口だからこれで正しいのだという話なのです。これが本当かどうかわかりませんけれども、普通私のところに付いているのはこの反対なのです。これが最新式なのかどうか。

それと、A棟についてであります。2階のひび割れ、これはA棟の方々から、5、6年しか経っていないのに、ひどいということが言われています。天井にガムテープみたいな張ってあって、管をつけてあるのです。この管の下はバケツ置いてあるのです。カビも結露もものすごいです。カビで壁が真っ黒くなっているのです。こんな状況になっていて何年も経っているのに、どうするの力ということだろう

思います。それと、朱太会館、除雪機が入るような倉庫にしてほしいという要望があったそうですが、出来上がってみたら除雪機が入らないという状況であります。一事が万事こういう状況だということでもありますけれども、私は何か残念でたまありません。そのほかにもあります。壁の真ん中にモニターが付いているのです。玄関で押すと見えるものか何かわかりませんけれども、そのモニターが一番真ん中に付いている。普通だったら端の方についている。これを平気で設計したんでしようね。そこに普通だとタンスなんかを置いたりする場所でありまして、そういうものが置けないという非常に残念な状況なのです。

町が計画して、業者さんに依頼して設計をして、建設業者が建てて、町の担当が検査をしてオーケーということと完成となる。合格になればそれでいいので、オーケーが出たからみんなが入居できるのです。一体どこに

問題があったのか。これらの点について町長の答弁をいただきたいと思えます。

答弁・鎌田町長

朱太公住の建設については、平成22年度から始まりまして、現在まで5棟が完成し、私としてもできるだけ入居者あるいは入居予定者の方のご要望に添えるためということとでいろいろと事前説明会もやってきておりまして、そういう中で早い段階の建物も含めていろいろ不便やら、構造上の問題、またそれに伴う対応のまずさ等も正直あったと思いますので、まず皆様に関係者も含めてお詫びをしなければならぬと思っております。

朱太団地E棟は、昨年11月に完成して、12月から準備のできた方から順次入居していただいております。これまでの間に、ドアや床などの建付け関係で簡易な不具合のあった箇所については、その都度対応してまいりました。議員からお話いただいた部分は総じて原因も

しっかりと究明して、対策もしつかり案を練りながら、また地区からも要望書をいただいております。そういうことも十分踏まえまして今後対応していきたいと思っておりますが、まずご質問あった点に対して、お答えをしていきたいと思っております。

1点目のベランダ、バルコニーの物干しのドアの開閉に関する点でございます。物干し、洗濯物の器具、それを斜めにしてしまうと開閉が非常にしづらいし、高さもなく物干しすら出来ないような状況というお話も聞いております。これは、まず対策としては天井からつり下げるような方式を考えております。新たな器具を設置する方向で考えておりまして、今月中には現地で利用者の皆さんとも相談しながら、実物を示しながら、入居されている方にも理解をしていただければと思っております。

2点目は、建物内部の具体的には地下ピット内の水溜まりに関する件で

ございます。この件に關しましては、入居されている方の指摘もありまして現地を調査したところ40cmを超える水位を確認しているところでありまして、これは本当に異常な水位であることから、即刻、設計業者にも連絡を取りまして、E棟だけでなく全体の棟の水溜まりの現状を確認しております。全体通して、水の多い、少ないはあるのですけれども、水溜まりの部分が確認されております。これは、1つには雪解け水という影響も出ているというところもありませんが、早急に設計あるいは施工業者とも相談・協議いたしまして、これは抜本的な対策が必要だろうと思っておりますので、少しこれも時間をいただかなければならないと思っております。

次に、台所蛇口の取付け方に関する点でございます。この件は、入居当初から指摘されていた事項でありまして、施工業者に確認したところ、蛇口機能としては何の問題はないので、今回は逆向きに設置したとの説明を受けておりました。その後もう三にわたって入居者の方から問い合わせがあり、その都度業者に確認をしてきたところ、先月末になって壁面から配管を抜く際の高さ調整に施工ミスがあったことを業者のほうも認めました。この施工ミスを受けまして、早急に施工業者と工事管理業者を呼び、経過説明をさせた上で、私からもきつく指導したところでありまして、対応としては、今後なるべく早く住民説明を行った上で、蛇口を付け替える工事を再度していききたいと考えております。

次に、室内インターホンの取付け位置に関する要望でございます。これは、リビングルームの壁面中央部に設置されているため、家具類の置き場所が制限されてしまっているところでありまして、今年度建設予定のF棟については設置場所を変更するように設計業者に指示したところでありまして、また、既に建設された住宅に關しましては、入居者の皆さんの意向も踏まえた上でしかるべく対応をしていきたいと思っております。

次は、朱太会館に關する要望でございます。では、A棟の湿気とカビ発生に關することでございます。これは、A棟全体で建設時から指摘されていた事項であり、その後の対策で現在はA棟東側2階の廊下でのみカビが発生している状況にあります。この原因は、今のところ特定されておりませんが、居室内の換気が影響している可能性もあるため、まずはその調査を行うこととしております。原因の特定とその対策については、早急に行いたいと思いますが、少し時間をいただきたいと思っております。

A棟のひび割れ、雨漏りの件につきましては、設計業者のほうと確認して、水の進路とか、そういうものも調査しているところでありまして、抜本的な防水対策といつことも今後考えていきたいと思っております。

次は、朱太会館に關する要望でございます。朱太会館の中に、行政区で所有している除雪機を当初から新築する集会所に収納する予定でありました。完成した段階で入り口の位置関係から中に入らないことが判明した。これも私も非常に残念なのですが、当初から現地も見ながら、寸法も測りながらやっていただくと私も聞いておりましたので、こんなケースが想定されるとは思っていませんが、なかつたのですけれども、その対策としては現在活用している車庫を役場職員住宅の向かいに移設し、そこでまずは一時的に除雪機を保管していただくことで行政区の方々と調整をしておりますので、概ね了解をいただいているというふうに聞いております。

いづれにいたしまして、快適な居住環境を町民の皆様提供することはもちろん、朱太公住にかかわらず、どの住宅においても当然である認識を持ってまいります。

ただ今説明申し上げましたとおり、まだまだ細かい点はあるのですけれども、代表的なものは今答弁いたしましたので、できるだけ皆様の要望には応えていきたいと思っております。

ただ、もう少し時間をいただくことがあったりとか、構造全体に係るようなものについては場合によってはご理解もいただながら現状のまま使っていただくというケースも出るのかなと思っておりますので、ご理解もお願いしたいと思います。

おとわり

紙面の都合で質問内容を要約して掲載しておりますので、了承願います。



※蛭沢議員、岩澤議員の一般質問により、議会としても調査・検討を行う必要があることから、「町民体育館建設等調査特別委員会」、「朱太団地改修等調査特別委員会」が設置されました。

▼町民体育館建設等調査特別委員会

委員長 蛭沢 儀弘

副委員長 藤村 賢一

▼朱太団地改修等調査特別委員会

委員長 忠鉢 廣喜

副委員長 福本 誠一

議会の動き

3月

- 13日 卒業式（黒中・白中）
- 20日 卒業式（黒小）
- 21日 保育園卒園式
- 24日 卒業式（白小）
- 30日 松寿会総会
- 31日 第1回町民体育館建設等調査特別委員会
第1回朱太団地改修等調査特別委員会
北海道町村議会議長会正副会長会議（札幌市）

4月

- 2日 教職員辞令交付式
- 6日 入学式（黒小）
- 7日 入学式（黒中・白中）
- 8日 きらく会総会

- 9日 第2回町民体育館建設等調査特別委員会
第2回朱太団地改修等調査特別委員会
- 10日 勤医協との調印式
- 11日 保育園入園式
- 17日 ようてい農業協同組合総代会（倶知安町）
- 27日 第3回朱太団地改修等調査特別委員会

5月

- 1日 メーデー黒松内地区集会
- 8日 第1回臨時会
第3回町民体育館建設等調査特別委員会
南部後志正副議長会定期総会（島牧村）
- 11日 老人クラブ連合会総会
全国自衛隊父兄会黒松内支部総会
- 19日 後志町村議会議長会臨時総会（倶知安町）
- 29日 後志総合開発期成会定期総会ほか（倶知安町）

6月

- 5日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会ほか（小樽市）
- 8日～第2回定例会

議会を傍聴してみませんか？

議会のうごきをあなたの目で耳で

☆ 第2回定例会は、6月8日（月）から開会中です。

☆ 詳しい日程については、町ホームページをご覧ください。議会事務局に直接お問い合わせ下さい。

編集後記

議会広報190号をお届けいたします。
今月は3月に行われた第1回定例会にて議決した平成27年度各会計予算と一般質問等を掲載しています。

国会では、諸外国の軍事脅威から国民の安全と領土を守るため、アメリカとの軍事協力を強化し、自衛隊の活動範囲や憲法への違反等について論争になっています。また、財政健全化の指摘を国内外から受け、2020年度までに、国の収入と支出を同程度まで改善する歳出削減の議論も活発化しています。

我が町では、こうした状況下で朱太団地F棟、町民体育館建設、診療所の建設、給食センターの建て替え等が予定されているため、自主財源をいかに少なくできるかが、問われています。

なお、26年度に建設された朱太団地E棟について、入居者からの声により多数の問題が発覚しました。これを受けて、議会としても特別委員会を設置し、問題解決に向けて協議を進めているところであります。

今年は、雪解けが早かったものの、風が強く寒さを感じます。体調には充分気を付けてお過ごしください。

広報編集委員長 蛇沢 儀弘
副委員長 忠鉢 廣喜
委員 菅 藤村 賢一
福本 誠一

- 発行 黒松内町議会
- 編集 広報編集委員会

〒048-0192
北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1
TEL 0136-72-3314（直通）
FAX 0136-72-3830
MAIL gikai@town.kuromatsunai.hokkaido.jp

お願い



- ・議長宛の文書は、議会事務局までお届けください。
- ・この広報誌についてのご意見等がございましたら議会事務局までご連絡ください。

この広報は、自然環境への優しさを考え、再生紙と大豆インクを使用しています。